

# 山形県における女性団体の成立過程について

## ―母の会・母姉会から婦人会・処女会へ―

### The Development of Women's Organizations in Yamagata Prefecture: From Hahanokai and Boshikai to Fujinkai and Shojokai

松 田 澄 子

Sumiko Matsuda

**要旨：**本稿は、山形県における女性団体の成立過程について明らかにしたものである。女性団体の組織化は明治30年代末から40年代にかけて多く見られ、小学校や教員等の指導によって、母の会、母姉会、婦人会などが成立した。この組織化の目的は、学校への協力、家庭教育の振興など様々あるが、山形県においては、女子の就学奨励対策の一環であった。各郡が出した郡令に組織化の根拠があり、女性団体の組織化の背景に女子の不就学問題があったことを明らかにした。

大正期に入ると時代の要請もあり、次の段階として女性団体を母体として処女会が誕生していく。女性団体内の処女部が分離・独立していくケース、女子同窓会や女子校友会等から発展していくケースの実証的な検討を行いその背景についても言及した。

**キーワード：**母の会、母姉会、婦人会、処女会、女子の不就学

#### はじめに

戦前の婦人会というと国の戦争遂行に協力し軍人援護活動等を行った愛国婦人会や国防婦人会などの女性団体を思い出しがちであるが、地域婦人会はその性格、成り立ちがまったく異なっている。地域女性を単位として小学校や教員がリードしながら女性団体を組織化していったからである。この点に注目し、山形県の女性団体の成立過程を検討しながら、学校が母の会や母姉会等を組織していった理由を明らかにしたいと考えている。

地域婦人会の成立過程についての先行研究は余り多くはないが、堀口知明の「地域婦人団体の成立と展開（1）」<sup>1)</sup>、竹内利美らの「東北村落と年序組織」<sup>2)</sup>、千野陽一の『近代日本婦人教育史』の「第六章 地域婦人団体の組織化と教化活動」<sup>3)</sup>などがある。

堀口は論文の中で、地域婦人団体が生まれていく過程について、2つの系譜があると述べている。その1つは、学校教育への協力を趣旨とする「母の会」や「母姉懇談会」から婦人会が誕生したという説である。いわば「学校協力、家庭教育振興」の系譜からの婦人会の誕生であるとする説である。

2つ目は、女人講である「山神講」を前身団体として婦人会が創設され、「隣保共助、民力振興」の系列から婦人会が誕生した説について述べている。

千野陽一は、「地域婦人団体の組織化と教化活動」の中で、日露戦争後、階級的矛盾が顕著になり、農村での地主対小作の対立、都市部での自由主義思想や社会主義思想の高揚、労働運動の高まりに危機感を抱いた体制側は、内務省を中心にこうした動きが農村にまで浸透していくことを阻止すべく、戸主団体、青年団体などとともに女性団体をも組織し、「国民思想の健全化」を図ろうとしたと述べている。

また文部省は、学校の教員を利用して、小学校卒業後の農村青年の補習教育を通して精神を強化すること、通俗教育を通して一般国民の思想を健全な方向へ導くことを考えていたと述べている。

このように内務省及び文部省の要請にそって、学校が深く関わりながら成立していった女性団体が、母姉会、母の会、女子同窓会（校友会）等であると千野は述べている。

女性の講から婦人会が誕生した説については、堀口は福島県内の具体的な事例から、また竹内らの論文でも仙台近郊の事例をもとに述べられている。

しかし、堀口のいう「学校協力、家庭教育振興」説については、学校等の資料をもとにした具体的な検討がなされていないことと、当時の学校現場の置かれている状況からの考察があまりなされていないように思う。

筆者は、当時の小学校においては、女性団体を組織しなければならないもっと切実な問題があったのではなかろうかと考えている。女性団体の組織化には、国や県からの指導があったとしても、教育現場はそれを受け入れつつも当時の社会情勢や学校の置かれた状況が大きく反映していたはずである。この点からも本稿では、山形県内の女性団体組織化の目的や背景については、教育史の視点から、さらには処女会が分離独立していく過程については実証的検討を加えながらその背景についても明らかにしていきたい。

## 第1章 女性団体の設立の背景

### 第1節 女性団体の設立時期と社会情勢

山形県内の女子団体の名称としては、「母姉会」（母姉懇談会・母姉教育懇談会等も含む）、「母の会」、「婦人会」（婦人教育会等も含む）、「校友会女子部」、「女子同窓会」等であり、これらの会の組織化は、明治30年代から40年代にかけて多く見られる。

これには、日露戦争や凶作が影響していたのではなかろうか。戦争によって男たちは兵隊にとられ、戦死者や負傷者もかなりにのぼった。農村では働き手を失い、生活に農業に苦慮する家庭も多く存在した。こうした家庭への経済的支援も十分ではなく、戦争反対はもちろんのこと、色々な不満がくすぶっていた。そのうえ明治38年には35年を上回る大凶作が東北地方を襲い農村の荒廃を加速させた。東北の太平洋側ほど凶作の影響は大きく、餓死者が出るほど農村は急迫していた。欠食児童の増加、乳幼児死亡率の上昇、流産・早産など子どもや母親たちも悲惨な状況に追い込まれていた。

東北地方の農村は日露戦争と凶作による二重の打撃に遭い経済的に窮乏状態に陥り、学校を中途退学して女工や子守として村を出ていく者も多く、また娘の身売りも多発していた。

この時期、山形県においても日露戦争や凶作の影響もあり、小学校では不学児童や貧困児童、あるいは長期欠席の児童の対応に苦しんでいたのである。

### 第2節 女子の低い就学率と女性団体の創設

#### 第1項 山形県の男女の義務教育就学率

ここでは、まず山形県の義務教育の男女別就学率をみておきたい。『山形県教育史』（通史編 上巻）<sup>4)</sup>によると、学校教育が始まると男子の就学率は順調に伸びていったが、女子の就学率は低迷を続け、明治30年代初め頃までは、50%を割り込み振るわなかった。ちなみに明治30年の就学率をみると、男子85.62%、女子41.92%で、女子の就学率は男子の半分以下である。明治33年に国庫補助が開始され授業料が事実上廃止されると、女子の就学率も徐々に伸びていった。50%を超えたのが国庫補助開始の前年の明治32年で、80%を超えたのが35年、明治40年代になると女子も90%を超え、明治末には男女とも99%台にまで上昇する

のである。明治30年代前半までは女子の就学率が非常に低かったが、授業料が事実上廃止された後の30年代中頃から後半にかけて女子の就学率が順調に伸びていった。このことから授業料負担が非常に重く、女子の不就学の原因の1つであったことがわかる。

当時は、「女子に学問はいらない」という考えも根強く、女子の就学率は低かった。また、農作業や子守、家事などを子どもにも手伝わせてはじめて一家の生活が成り立っていたため、学校へやれない家庭、欠席させる家庭も多かったのである。女子の就学対策として、裁縫科の設置、子守児童のための子守学級の設置などを進めていったが、就学率は上昇しても、農繁期や農桑期には、農作業・養蚕の手伝いや子守でしばしば学校を休む者や長期欠席する児童もいて、教員や学務委員は一軒ずつ家庭を訪問して就学及び出席を督促して歩いた。督促されると、2～3日は登校するもののじきに元の木阿弥で欠席に戻ってしまう例が多かった。このように女子の就学、出席を促す工夫も色々なされたが、親たちの意識はなかなか変わらなかった。

## 第2項 貧困と学齢児童保護会

当時の山形県の学校の現場は、どのような状況だったのか、特に女子をめぐる教育の状況に視点を当ててみたい。

長井市の豊田小学校の事例を見たい。この学校の『沿革誌』の明治44年の所に以下のような記述がある。

本年ヨリ保護者會ノ外母ノ會ヲ開キ家庭トノ連絡ヲ圖リ而シテ一般ニ村民ノ教育思想ノ向上スル傾向ヲ見ルニ至レリ

本年ハ米價未曾有ノ高價ナリシタメ細民ノ子女ニシテ或ヒハ工女或ヒハ子守トナリ他町村ニ出寄留スルモノ甚ダ多カリシハ國民教育上憂フベキ現象ナルベシ

豊田小学校の母の会の開催目的は、家庭との連絡を図ること、村民の教育思想を向上させることであったことがわかるが、後半の記述からは、この年は米価の高騰により、貧困家庭の女子が学校をやめて、工女（女工）や子守となって他市町村に出ていく者が多いことが書かれている。当時は、このように学業が十分でないまま社会に出て行かざるを得ない女子児童が多く存在し、教育上大きな問題であった。

上記のような状況からは、不就学の一番の原因が家庭の貧困であったことがうかがわれる。大塚浩介氏は「山形県における就学督励策と子守学級について」<sup>9)</sup>の中で、就学率の地域格差について、農業経営形態の違いが就学率に影響していると指摘している。即ち、就学率の高い地域は自作農の多い置賜三郡及び南村山地域であると述べており、不就学児童、貧困児童の家庭の多くは自小作農や小作農であったと考えられる。

こうした家庭には、いくら教育講話や幻灯会を開いても効果は薄く、教科書や学用品だけでなく、雨傘、被服、食料、金銭までも貸与もしくは給与する必要があった。そこで山形県は明治40年に「学齢児童保護会準則」を制定し、各市町村に学齢児童保護会の設立を進めた。その結果、多くの市町村に学齢児童保護会が設立され、不就学児童、貧困児童の救済が進んで、明治41年の就学率が男子99.22%、女子98.13%、45年には男子99.44%、女子99.19%まで上昇した。

このように不就学児童、貧困児童、長期欠席児童の約7割は女子児童で、これらの問題解決のためには、父親だけでなく、母親を巻き込んでの意識改革、実際の救済策が必要であった、「母の会」「母姉会」などを成立させていったのではなかろうか。

### 第3項 女子の就学奨励の方法

前項で見たように女子の就学率が低いため、山形県は、度々女子の就学奨励の訓令を出している。明治31年には、「今最近ノ調査ニ依ルニ管内学齡児童百人ニ対比スル就学者男八八十五人余女八四十一人余ニシテ男子ハ（中略）殆ト就学セサル者ナキニ至レリ然リト雖モ独女子ノ就学ニ至テハ未タ男子ノ半数ニモ達セス（以下省略）」<sup>6)</sup>と女子の就学が進まないことを憂い、女子の不就学を減らすように訓令を出している。これを受けて各郡は、郡令を出し具体的な奨励方法を提示した。各郡令とも同じような内容になっているが、ここでは東置賜郡の郡令<sup>7)</sup>について見ていく。これによると、女子の就学を勧誘する方法として、以下のよう方法を提示している。

- 一 町村教育会ニ於テ教育懇談会ヲ開クコト
  - イ 大字部落等集合ノ便宜ヲ主トシ町村内ヲ区画スルコト
  - ロ 児童保護者ハ勿論祖母・母等ヲ集合セシムルコト
  - ハ 幻灯器械等ヲ使用シテ教育ノ効益ヲ知ラシムルコト
  - ニ 女生徒ノ成績品ヲ縦覧セシムルコト
  - ホ 学務委員小学校教員町村学事担任書記区長等出席スルコト
- 二 町村長等不就学児童アル毎ニツキ懇切勧誘スルコト
- 三 学務委員区長等就学勧誘受持区域ヲ定メ責任ヲ負ヒテ勧誘スルコト
- 四 町村又ハ慈善者ニ於テ貧困者ノ児童ニ学用品ヲ貸与若クハ給与スル方法ヲ設クルコト
- 五 子守ノ儘就学シ得ル便宜ヲ与フルコト
- 六 可成男女ヲ区別シテ女子適当ノ教育ヲ施スコト
- 七 尋常小学校ニ可成裁縫科ヲ加設スルコト
- 八 女教員採用ノ方針ヲ取ルコト

この一のロが母の会、母姉会、婦人会等の設立の根拠になっていることがわかる。これらの団体は明治30年代からぼつぼつできていくが、明治40年代に急に多くなる。これには、明治35年と39年の東北地方の大凶作と37年～38年にかけての日露戦争が大きく影響していると考えられる。学校では、戦費調達のため教育予算が削減され、それまで女子の就学率の向上に役立って来た子守学級が廃止の憂き目に会ったり、児童の出席率が低下したりした。戦病死や戦傷者の家庭では、労働力がそがれるため、子供も労働力として使わざるを得なくなり、不就学や欠席の児童が増えていったのである。

このような家庭に対して、子供に学校教育を受けさせることは親の責務であることを理解させ、子供（特に女子）を就学させるよう、母親たちを集めて懇談会を開いたのが、母の会や母姉会あるいは婦人会であったと思われる。

女子の就学を阻む原因は色々あったが、山形県はその原因を克服すべき対策を上記のように打ち出し、女子の就学の向上に取り組んでいった。母の会や母姉会等の設立も女子の就学対策の一環であったことがはっきりした。そしてこれらの団体には、母親だけではなく祖母や姉たちも含まれていたのである。つまり一家の女たちをみんな網羅して、教育の必要性を認識させ、学齢期の女子を就学させることを意図していたとみることができる。

なお、母姉会という言葉には母の他に姉が加わっているが、その意味するところは、不就学のまま学齢期を過ぎてしまった女子のための就学奨励という意味合いがあったものと思われる。子守学級などでも年長の女子も一緒に教育していた所もあったことから、母姉会は母の他に姉も対象にした会であったことがうかがわれる。



母の会や母姉会などの女性団体の組織化は、明治40年頃が多いが、背景には明治40年に義務教育の年限が4年から6年に延長されたことも大きく関係している。これまでも女子の就学率が低かったため県は様々な対策を採ってきたが、義務教育の年限延長はまたもや不就業児童、特に女子の不就業児童を増やすことに繋がってしまう。山形県内では「今や義務教育年限ノ延長実施ニ際シ就学ノ困難ヲ告クルコト従前ノ比ニアラス」<sup>8)</sup>と就学困難児童が従前を大幅に上回る事態であると憂慮している。「従テ其ノ督励ノ必要ヲ感スルコト亦一層深キヲ加フ依テ自今益奮励力ヲ義務教育ノ普及ニ致シ父兄保護者等ヲ督励シテ就学ニ其ノ意ヲ用キシムルコト同時ニ一方ニ於テハ大ニ出席ヲ奨励シテ欠席者ヲ減少セシメ以テ普通教育ノ目的ヲシテ充分貫徹セシメンコトヲ努ムヘシ」<sup>9)</sup>と訓令を出している。以前から女子教育を軽視する傾向があるのと親が女子に子守や家事を手伝わせて就学させないことも多かった。今やまた修学年限が伸びれば、家計を圧迫し貧困家庭ではますます就学できなくなってしまう。県はそれが女子に顕著に表れることを心配し、父兄や保護者を今まで以上に督励し教育の必要性を理解させ普通教育の目的を貫徹せよと述べているのである。

以上、見てきたように、母の会や母姉会等の組織化は、山形県内の郡令に根拠があったこと、明治40年頃の組織化が多いのは、明治30年代後半の日露戦争や凶作の影響が残る中で、義務教育年限の延長と関係あることがわかった。この背景には、女子の不就業問題が横たわっていたのである。

## 第2章 資料からみる女性団体の設立目的と活動内容

### 第1節 女性団体の設立目的

堀口は、母姉会、母の会、女子同窓会（校友会）等の女性団体の設立の目的を「学校協力、家庭教育振興」であるとしている。しかし、第1章で見て来たように、山形県内の母の会、母姉会、婦人会などの女性団体の設立の目的は、女子の就学対策の一環であった。確かにこれも大きな枠組では、堀口がいうところの学校への協力ということになるが、ただ単なる連絡や協力・連携というレベルではなく、女子の不就業問題が学校の解決すべき一大問題となっており、このことが女性団体設立の大きな理由であったのである。

ここからは、集めた資料を元に女性団体の設立の目的について、堀口の（1）学校協力・家庭教育振興に加えて、（2）女子教育振興、（3）不就業児童・貧困児童の救済、（4）女性の修養、（5）風儀・風習の改善、（6）その他の6つのタイプに分けてみたい。この（1）～（6）のいくつかを同時にあげている学校も多くあったことも付け加えておく。

なお以下、傍線部は筆者によるものである。

#### 第1項 学校協力・家庭教育振興

##### （1）西部小学校の母姉懇談会

米沢市の西部小学校の例であるが、母姉懇談会について米澤新聞では以下のように報じている。

（前略）該校職員が一唇の注意を以て児童の教育に熱中せられ學校と家庭の連絡を親密ならしめんことを期し豫報の如く一昨、昨の兩日を以て母姉懇談會を開きたり（中略）校長椿辰之助氏起つて一場の挨拶を兼て児童の教育は學校と家庭と一致協同して並行共修すべきものなるを説き而して家庭に於ける教育の源は母姉の専有物なるを以て御足勞をかけたる譯なり（以下省略）  
（『米澤新聞』明治38年3月16日）

##### （2）南部小学校の母姉教育懇談会

同じく米沢市の南部小学校の母姉教育懇談会について、米澤新聞には以下のように書かれている。

既報の如く去る十七日午後三時より南部小學校に於て同校下母姉教育懇談會を開催せり  
參會したる會員百餘名西溜場に於て開會、會長上野校長は開會の挨拶を陳べて兒童に對し母の感化力の偉大なるを説き學校と家庭の聯携を貫通して兒童教養すべきを力説し（以下省略）  
（『米澤新聞』大正9年7月20日）

### （3）小松小学校の母の会

東置賜郡川西町の小松小学校を取り上げてみる。この学校では、明治39年12月1日に母の会が発足しているが、『小松小学校創立百周年誌』<sup>10)</sup>には以下のように記述されている。

学校と家庭との連絡を図り兒童訓練の方法に表裏をなからしめ且つ町民の向学心をして益々發達せしめんが為六月中本校職員熟議の上母の会なるものを組織し、その基本財産約二百円を募集し、十二月一日發会式を挙行し、併せて幻燈會を開けり。会するもの無慮八百名、頗る盛会なりき

以上、3つの事例を見てきたが、いずれの学校でも女性団体の組織化の目的は、学校と家庭の連携、家庭教育における母親の重要性について母親に認識してもらうことであると考えられる。

## 第2項 女子教育振興

### （1）東部小学校の教育婦人会

米沢市の東部小学校の教育婦人会は大正6年に組織されているが、米澤新聞に以下のような記述が見える。

（前略）一昨十五日米澤市東部小學校に於て教育婦人會が開かれた、（中略）纏て第五校時の授業が始まるや、八十有餘の會員と當日の來賓たる山内本市高女校長とは、思ひ思ひに各教室の授業を熱心に參觀された（中略）次いで山内校長の講演に移った、同校長は懇篤穩健にして極めて通俗的な講話は、現代の社會狀態から生活問題や婦人問題等を古今東西の例によって説かれ、更に女の教育の必要と尊重で結ばれた（以下省略）  
（『米澤新聞』大正9年10月17日）

### （2）万世小学校の母姉会

万世村（現、米沢市）の万世小学校では、明治42年1月1日に母の会を組織しているが、この母の会について、新聞に以下のような記事がある。

舊曆十二月二十二日南置賜郡萬世村小學校に於て母の會を開く（中略）山内高女校長は長時間に亘りて最も卓近なる適例を挙げ具体的に家庭の改善及兒童の躰に就き熱心に訓話せられ一同は其改善の必要にして根本たる女子の教育の急なるを感じ會員は何も大いに得る所あり茶菓にて懇談を催ふし和氣洋洋裡に散會せり  
（『米澤新聞』大正10年1月1日）

### (3) 二井宿村婦人会

二井宿村（現、高島町）の婦人会については、二井宿小学校の『沿革誌』の明治40年のところには、以下のように書かれている。

(前略) 村ノ悪習慣風俗ヲ改良セント欲シ青年團婦人團ヲ組織ス 殊ニ春秋二ニ回婦人會ナルモノヲ催シ教員諸氏講話ヲナシ又女生徒裁縫上ノ成績物ヲ<sup>(ママ)</sup>展覽セシメ父兄ヲシテ社会進歩ノ状態ヲ目撃セシメ教育ノ等閑ニセザルベカラザルコトヲ悟ラシメタリ

以上、3つの事例を見てきたが、いずれも女子教育の重要性について言及し、それが急務であることを述べていることから、父親だけでなく母親にもそのことを理解させて女子を就学・出席させることが目的であった。講話の他にも、授業参観や裁縫の製作物を展示することで教育の効果を見せて、女子の就学を促進させるねらいがあった。

大正9年（東部小学校）、10年（万世小学校）に至っても、女子教育の必要性を訴えなければならぬということは、女子の不就学、長期欠席の問題がいかに根深いかをうかがわせるものである。

### 第3項 不就学児童の救済

沖郷村（現、南陽市）では、貧困等による不就学児童の救済を目的に明治39年に婦人会が設立されている。沖郷小学校の『沿革誌』には、以下のように書かれている。

(前略) 本村内ニ於ケル不就学児童ノ數ハ八十六名アリ 其内五十名ハ貧困者ニシテ三十六名ハ子守児童ナリ 貧困者一名ニ付一ヶ月ニ学用品代四錢ツヽヲ要スルトスレバ五十名ニテ貳圓、八月ノ休ミヲ除キ十一月ニテ貳十貳圓ヲ要ス 又其五十名ノ中ニハ着物ヲ持タヌモノモ二十名アリ 袷袴一枚代五十錢ツヽトスレハ十圓ヲ要スベシ 其他雨具ヲ持タヌモノモアレハ之ヲ大略四圓ト見積リ都合參拾六圓ノ金ヲ要ス 是ニ於テ右ノ母婦等ヲ以テ沖郷村婦人會ヲ組織シ三拾六圓ヲ生ム所ノ元金參百圓（月一割）ヲ募集スルノ目的ニテイヨイヨ其組織ニ着手シ少シク穩當ヲ欠ケドモ指定寄付ノ方法ニヨリ遂ニ目的ノ金額ヲ得テ（以下省略）

この記述からは、婦人会の設立の目的が、不就学児童（貧困児童や子守児童）の救済であったことがわかる。貧困で、学用品や着物、雨具などが買えない児童のために、少々強引と思われるような指定寄付（課税基準に応じて）という方法で必要経費を集めようとしたことである。なお36名の子守児童については、次年度より特別学級（子守学級）を設けて授業をしたことが書かれている。

### 第4項 女性の修養

#### (1) 六郷村の女子修徳会

六郷村（現、米沢市）の女子修徳会については、『窪田・塩井・六郷・広幡 郷土史』<sup>11)</sup>によると、「六郷村処女會」のところでその沿革について以下のように書かれている。

明治四十年三月の創立にして名譽會員、通常會員を以て組織し、女子修徳會と稱す  
大正十一年三月縣準則に基き本村小學校卒業生にして補習教育のため設立せられし女子同窓會を併合して會則を改定し六郷村女子修徳會を設く

この女子修徳会は、補習教育のための女子同窓会を統合してできており、「年齢二十五歳未満の本村在住の女子但し義務教育を卒へたるもの」と「組織」のところに書かれているように、25歳未満の若年の女子を会員としている。この六郷村女子修徳会（修徳婦人会）について、新聞に以下のような記事が載っている。

南置賜郡六郷村修徳婦人会は開始以來毎年春秋二回總會を開催し毎會來賓の講話會員の講話及裁縫料理洗濯法漂白法坐禮等の實習をなし家事に屬する研究をなしつゝありしが（中略）舉行事項の重なるものは會長鈴木なか子の「嫁入の心得」實例を挙げ講話せられ（以下省略）  
（『米澤新聞』大正元年10月9日）

## （2）西根村の女子会

『西根村史談』<sup>12)</sup>によると、西根村（現、寒河江市）の女子会については、以下のように書かれている。

大正四年以來教育召集の名を以て、尋常科・高等科卒業者および半途退学女子を年二回召集し、修養せしめて來たが、大正九年九月県処女会準則に基き、女子会を組織し同月二日発会式を挙げた。

以上2つの事例をみると、いずれも未婚女性の修養を目的として組織化されている。特に、六郷村女子修徳会は、家事技術の習得や「嫁入りの心得」の講話もあり、農村の実践的な花嫁養成の団体であった。

西根村の女子会については、明治43年の県内務部長名の「義務教育修了の未成年者への教育召集」に関する通牒<sup>13)</sup>に沿ったものであった。これは、小学校を卒業して農村に残っている未婚の女性たちに、良妻賢母になるための心得や実技を習得させるための団体であり、将来処女会に発展していく団体である。

従って、未婚者と既婚者が混在している「母の会」「母姉会」「婦人会」とは、かなり性格が違っている。

## 第5項 風儀・風習の改善

### （1）亀岡村婦人会

亀岡村（現、高島町）では、明治31年12月に婦人会ができています。これに関して「東置賜郡亀岡村婦人会」と題する以下のような新聞記事がある。

同會は町村教育會に於て小學生徒の父兄と時々懇談をなし教育の進歩を計るか如く生徒の母姉と親しく懇談をなし家庭と學校との連絡を密ならしめ兼ねて村内婦人の風儀を矯正せんとの目的にて去る三十一年十二月中創設せられたるものなるか爾來同村小學校教員諸氏及同會幹事諸氏の熱心なる盡力に依り愈々盛大となり其効果頗る大なるものあるを以て（以下省略）  
（『米澤新聞』明治33年4月14日）

### （2）中郡村の女子会

中郡村（現、川西町）では、大正9年に女子会が成立しているが、『中郡村史』<sup>14)</sup>には、以下のように書かれている。

本村女子卒業後における教育機関なく、ために一般女子の智識が低く、従って風儀又宜しからず、女教員一同東奔西走して改良を計ろうとし、大正九年三月十日中郡女子会を組織す、会長小学校長

### (3) 西里村の母姉会

西里村（現、河北町）では、母姉会の設立の目的の1つとして、「一般風習を改善し延いては本村発展」<sup>15)</sup>に寄与することとしている。また、同じように鶴岡市の山五十川小学校でも「風習の改善を図る」ことを目的して女子会を設立している。

以上、3つの事例をみてきたが、古い習慣やしきたりなどの改善の他には、子守たちが集まって卑猥な歌を歌ったりするのを改善するためでもあっただろう。また、高畠町、川西町、河北町には、当時製糸工場があり女工たちの風儀が問題になって、これを改めるために婦人会や母姉会等が設けられたことも考えられる。また他県では、女工によるストライキも起こっていたので、労働運動や社会主義思想などの「危険思想」から遠ざけるという意味もあったであろう。

## 第6項 その他

### (1) 荘内婦人会

西田川郡荘内婦人会は、初代会長の白井久井をはじめ秋野よし、今田政代、高坂玉井、伊藤美代野、藤生貞らの首唱によって、明治21年11月23日に会員30余名で結成された。主唱者の一人藤生貞は、庄内中学校初代校長夫人で開明的な考えの持ち主であったし、他の首唱者も鶴岡の朝鳴小学校の教員という、まさに当時の教育界の進歩的な女性リーダーたちであった。『荘内婦人会誌要』<sup>16)</sup>によれば、この会の創立目的は、「交際を広くし、弊風を矯正し婦人の位置を高尚ならしむるにあり」（会則第1条）と女性の地位向上をうたっている点は注目に値する。会員は、15歳以上の女性であったが、不品行のものは入会を許さない（第4条）規則であった。

### (2) 谷地南部むつみ会

南部小学校の校長の導きで、大正14年5月に校下の篤志婦人20名が発起人となって谷地南部むつみ会が発足した。会員は120名で、会則によると、「会員相互の親睦と教養の向上を計る」（第2条）<sup>17)</sup>ことが目的であった。なお、南部小学校の職員も会員になっており、おそらく教員が婦人会の指導の役割を担ったと思われる。

以上2つの事例を見てきたが、この2つの団体は母の会や母姉会のような網羅的な地域女性の組織ではなく、同じ志を持つ者が集まってできた女性団体で、どちらも教員が関わっている点は共通している。荘内婦人会は女性の地位向上が、南部むつみ会では、会員の親睦と教養の向上が目的であった。

## 第2節 女性団体の活動内容

### 第1項 母の会・母姉会等の活動

母の会や母姉会等は、学校がリードしてできたこともあって、会の開催の準備から講話や実技指導の講師なども学校の教員がつとめていた。母の会や母姉会が自主的に会を運営していたわけではない。



多くの学校では、時局や通俗的講話、教育講話・幻灯、実験・実技の指導、授業参観などが行われた。時局や通俗的講話、教育講話の中では、「思想の健全化」に導くような話もされたことであろう。

各学校の資料や新聞記事によると、学校側は、母親たちが学校へ足を運んでくれるように、教員によるコーラス・独唱、児童の唱歌、義太夫なども余興として準備していた。また学校では、教育効果を示し女子の就学を促すために、女子児童の製作品を展示し、母親たちに閲覧してもらう工夫もしていた。

母の会や母姉会等の学校への具体的な協力という点からは、塩井小学校（現、米沢市）の「大鏡」の寄付および万世小学校の「校旗備付」、小松小学校の「ピアノ・幕の購入に支援」、梨郷小学校（現、南陽市）及び亀ヶ崎小学校（現、酒田市）の「運動会の補助」などが見られた。

多くの女性たちは、講話など学校で催される会に出席して聞いているだけであった。「母の会を顧みる」<sup>18)</sup>で岩崎ますは、以下のように述べている。

昔は、母の会というと、学校の先生や役場の方が見えて、お話をして下さり、私たちが会員は、だまってきいておればよかったです。母の会といいながら、殆ど全部の仕事を男の人の手によってやって貰っておったのであります。したがって、開会のことばも、閉会のことばも一切男の方に頼っておったのであります（以下省略）

それは行政や学校側が必要に迫られて、父兄会と同じような位置づけで母の会、母姉会等を成立させてきた経緯からしても当然のことであった。母親たちの必要性から生まれたものではないからである。従って、女性たちの主体性も見られないのである。

## 第2項 沖郷村婦人会の活動

沖郷小学校の婦人会は、校長の主導で創設されたが、『沖郷村史 全』<sup>19)</sup>の「四、婦人会」のところで、貧困児童の救済を目的とした婦人会の創立について、以下のように述べている。

（前略）當時ノ校長深ク之ヲ憂ヒ本村ニハ未ダ婦人會ノ設アラザリシヲ以テ、先ヅ之ヲ設ケ家庭教育ノ必要ヲ知ラシメ、全時ニ貧窮児童ノ救済ニ努力セシメントス（中略）村役場ノ等級表ニ據リ、指定寄附ト定メ校長ハ主トナリ各教員各々分擔、各戸ヲ訪問シテ婦人會ト救済事業トノ必要ヲ説キ、以テ豫定ノ金額參百餘圓ヲ募集スルコトヲ得タリ。是ニ於テ明治三十九年九月廿七日初メテ婦人會ヲ開キ、寄附者へ好意ヲ謝シタレバ其後古着や、雨具ナドノ寄贈者モ數多アリテ完全ニ救済スルコトヲ得タリ。（以下省略）

この記述からは、学校は貧困児童を就学させるために教科書や学用品を買う資金を集めることと婦人会の設立への理解を求めることであった。初めて開いた婦人会では、おそらく古着や雨具などを持ち寄って貧困児童の救済を行なおうと自分たちで決めたことで、後日多くの寄贈品が集まったと考えられる。

米澤新聞の記事に、「沖郷婦人會は三十九年村内母姉の希望にて一は同村の貧困なる不就學児童を救ひ・・・」（明治43年1月22日）とあるように、不就學児童や貧困児童の救済活動は、母親たちの主体性が多少なりとも感じられるものである。

この婦人会は、その後も年2回会を開いて、家政上の心得、料理、染物、各種講習会などを開催して修養を行った。

### 第3項 谷地南部むつみ会の活動

谷地南部むつみ会の実際の活動としては、総会の他には講演会、編物・料理、乳幼児保育等の講習会、貧困児童の救済、託児所の開設、その他社会事業への協力、校具の寄贈、レクレーション活動など、幅広く事業を展開している。

南部むつみ会が創立されたのは大正末期であるので、この頃ともなると、女性たちはただ座って話を聞いているだけでなく、かなり主体性をもって事業に参加するようになる点で、母の会や母姉会を脱皮した会であった。しかし、南部小学校の職員も会員となっていること、事務所を小学校に置いていることなどから、学校や教員の援助や指導がなくては、この会の活動は成り立たなかったとも思われる。

### 第4項 荘内婦人会の活動

荘内婦人会の具体的な活動としては、鶴岡高等女学校の一部を借りて子守学校を開設（明治31年）し、子守児童の教育に取り組んだり、明治37年には朝暘小学校高畑分校（現、朝暘第三小学校）を借りて、工女夜学会を開き工女の教育にも尽力した。こうした優れた業績に対して、明治43年に文部省から褒状と金35円が与えられた。

さらに、この会は明治39年に「荘内婦人会幼稚遊戯園」（後に幼稚園）を創設し幼児教育にも取り組み、昭和2年には勤労者家庭のために幼稚園に託児所を付設して幼児の保護・教育にも尽した。このようにこの婦人は、女子教員たちによるものではあるが、他の婦人会には見られない自立的で主体性をもった女性たちの集まりで社会的弱者の救済や教育に尽力した。高く評価できる婦人会であった。

## 第3章 女性団体の発展過程

以下の第1節では、処女会の成立の背景について、第2節では、第2章で見てきた女性団体の発展過程について次の3つのタイプ、即ち①女子会を経て婦人会と処女会へ発展するタイプ、②婦人会から主婦会と処女会へ発展するタイプ、③女子同窓会・女子校友会等から処女会へ発展するタイプに分類し実証的に見ていきたい。

### 第1節 処女会の成立（処女部独立）の背景

処女会の成立の背景には、①農村男女の離村防止、②危険思想の排除という問題があったと思われる。以下に、これについて考えてみることにする。

まず①農村男女の離村防止の問題であるが、家庭の貧困から男女とも村を離れて行く傾向が顕著で、特に女子の場合は、女工やカフェの女給などになって都会に出て行ったり、華やかな都会にあこがれ農家の嫁になることを倦厭する風潮も起こっていた。

当時の農村では地主層の娘以外は上級学校への進学はほとんどなく、小学校卒業後は、補習学校などで学んでいたが、女子の教育は遅れがちで、強力な教育機関とはなり得ていなかった。農村の未婚女性には、良妻賢母になることはもちろんのこと、農家の労働力となって農村振興に貢献することが求められた。そのため既婚者とは別の教育の必要性があったと考えられる。未婚女性独自の修養を目的とした団体として、母の会や母姉会あるいは婦人会の中の処女部を処女会として独立させたり、女子同窓会や女子校友会などの未婚者の集まりを処女会へと衣替えさせていったのである。いわば農村型の良妻賢母養成が目的であった。

②危険思想の排除という問題は、千野のいう「一般国民の思想健全化」と重なるものであるが、特に女性の生き方に大きな影響を与えた平塚らいてう等の『青鞥』を中心とする活動を挙げざるを得ない。明治末からの『青鞥』による自我の確立、恋愛・結婚の自由を主張す

る運動は次第に女性解放運動の様相を呈していった。これらの運動は、良妻賢母主義を真っ向から否定し、家制度や家父長制を脅かすものであった。これらの制度によって労働力と次の世代を確保し生産活動を行っている農村社会の秩序を根底から覆すものであった。

従って、政府は一般女子がこうした「危険思想」に近づかないように、「健全な思想と健全な身体」をもった良妻賢母として夫を支え国家に尽くす女性を養成する必要がある。

また、当時はロシア革命（1917年）が起きたり日本国内でも翌年には米騒動も起きており、民衆の力によって革命が起きたり内閣が倒れるという経験から、「危険思想」を一般国民から排除しなければならなかった。米騒動は当初は富山の女性たちが主体であったことや、騒動に青年団員が加わっていたことなどもあり、「健全な思想」を持ち国家に奉仕する青年男女の養成が急務となったのである。そのため男子と同様に未婚女性の修養団体としての処女会が必要とされたのである。

## 第2節 女子会を経て婦人会と処女会へ

### 第1項 屋代村母の会

『屋代村史』<sup>20)</sup>によると、明治38年4月8日に屋代村母の会が発足している（発会式は5月12日）。さらに、この「母ノ会」は、明治40年4月に県の通牒が出されたのを契機に、「母の会では母たる者のみの会と考えられ易いから」と「屋代村女子会」と改称したが、この女子会は大正10年に「屋代村婦人会」となっている。女子会となった明治40年の段階で、会では未婚者を分離して「処女部」を組織していたが、大正11年10月に県改正規約準則に基づきこの「処女部」を独立させて「屋代村処女会」として発会式を揚げたのである。

この処女部の独立とともに婦人会は既婚者のみの団体となったのである。

### 第2項 中郡村婦人会

『中郡村史』によると、中郡村では大正9年に女子会ができていたが、これはおそらく明治22年にできた集落単位の婦人会を糾合してできたと考えられる。

この女子会は小学校卒業後の教育機関が村にないため、一般女性の修養を目的として創立されたのであった。大正10年12月に県の訓令が出されたのを契機に、前年組織したばかりの女子会の会員のうち、年長者を甲種、年少者を乙種として、同年12月11日に甲種を婦人会、乙種を処女会として両者が分離・独立した団体となったのである。

多くの母の会や母姉会も設立当初は、未婚者も含んでおり、これらの事例と同じような経過をたどり、婦人会（主婦会）と処女会に分かれていったと思われる。

## 第3節 婦人会から主婦会と処女会へ

### 第1項 沖郷村婦人会

沖郷村では、沖郷小学校の校長の肝煎りで、明治39年9月27日に婦人会が成立している。『沖郷村史 全』<sup>21)</sup>の「四、婦人會」のところには、「時勢ノ進運ニ伴ヒ、大正十三年處女部獨立シテ沖郷村處女會ト稱シ、尋テ沖郷村主婦會出生セリ」という記述がある。

また、「六、處女會」のところにも、以下のような記述が見られる。

本會ハ元婦人會ノ一部ナリシガ、大正十年五月本縣訓令第十九號ニ基キ規約ヲ改正シ、全十三年二月分離シテ獨立ノ處女會トナレリ。

本會ハ本村内ニ居住シテ義務教育ヲ終ヘタルモノト、學齡ヲ超過シタルモノトニシテ年齢共ニ廿五歳以下ノ女子ヲ以テ組織ス。

この記述からは、婦人会から主婦会と処女会に分かれていく過程がわかるものである。

## 第2項 鶴渡川原村婦人会

亀ヶ崎小学校下の旧鶴渡川原村（現、酒田市）の事例をみることにする。鶴渡川原村婦人会は明治40年12月に結成されている。『亀ヶ崎史』<sup>22)</sup>によると、大正8年11月には、鶴渡川原村主婦会が創設されているとある一方で、同村の処女会は大正8年頃の創設と書かれており、おそらく婦人会が同じ時期に主婦会と処女会に分かれたものと思われる。

以上2つの事例とも、婦人会から既婚者の主婦会と未婚者の処女会に分かれていったことを示すものである。

## 第3節 女子同窓会・女子校友会等から処女会へ

### 第1項 小松小学校の女子校友会

この学校では、明治39年に母の会が創設されて以来、毎年「青年夜学会、母ノ会、男女校友会ガ開カレ、青年教育、社会教育、家庭教育ヲ進歩発展セシムルニ頗ル効果アリ」と『沿革誌』に記されている。この記述からは、母の会、女子校友会が同時期にできていることが推察され、最初から母の会＝既婚者、女子校友会＝未婚者の区別がされていたと考えることができる。この女子校友会が処女会に移行していったと推測できる。

### 第2項 西根村の女子会

第2章で述べて来たように、西根小学校では、卒業生や半途退学者を年2回集めて修養させて来たが、大正9年県処女会準則に基いて、女子会を組織した。このようなゆるい女子の組織が県の指導によって女子会となり、さらに処女会になっていたと推察できる。

### 第3項 西里小学校の女子校友会

この学校では、明治40年に男子の青年会が発足したが、同時に女子校友会（女子卒業生の会）も誕生している。『西里の歴史ものがたり』<sup>23)</sup>によれば、この女子校友会が母体となって、その後の女子会あるいは処女会という組織ができたものと思われると記している。これらのことから、女子校友会が女子会、処女会へと改称していったと考えられる。

### 第4項 幸生小学校の女子同窓会

寒河江市の幸生小学校でも、大正元年に「幸生女子同窓会」が発足し、春秋二回同窓会を開いて来て、大正14年に処女会と改めたと『寒河江市史』（下巻 近代編）<sup>24)</sup>に書かれている。これも女子同窓会から処女会が生まれてくることがはっきりわかるものである。

### 第5項 六郷村女子修徳会

六郷村（現、米沢市）の女子修徳会は明治40年の創立であるが、補習教育のために設立した女子同窓会を併合してできたものである。会員は25歳未満の若年女子としており、容易に処女会に移行していったと思われる。『窪田・塩井・六郷・広幡 郷土史』には「六郷村処女会」の沿革として、この女子修徳会が記載されていることも併せて考えると、この会が処女会に発展していったことは間違いない。

以上、5つの事例を見てきたが、多くの小学校で女子の同窓会や校友会が設立されていた。これらは、未婚者の組織であり、容易に処女会へ衣替えしていったと考えられる。

## まとめ

山形県内での「母の会」「母姉会」「婦人会」等の女性団体の設立の背景には、女子の不就学問題があり、設立の目的が女子の就学対策の一環であったことを明らかにした。また、明治40年の義務教育年限の延長で大量の不就学の女子が発生したことも、明治40年頃女子団体が多く設立されていったことと関係していることを明らかにした。

実際の各学校の資料等からは、「女子教育の振興」や「不就学児童・貧困児童の救済」が女性団体設立の目的に挙がっているところもあった。不就学児童・貧困児童の多くが女子であったことから、女子の就学対策のために女性団体が設けられたのである。

不就学児童・貧困児童の問題を解決するためには、実際に金品を貸与又は給与して救済することが喫緊の課題であった。そのために県内では多くの学齢児童保護会ができて、救済に当たったが、沖郷村では児童救済のために婦人会が設立されていた。また、荘内婦人会では、子守や工女の教育を実践していた。このような事例が存在することからも、女子の不就学問題が教育現場では大きな課題であったことがうかがわれるのである。この問題を父親だけには任せておけないと悟った県や市町村は、母親などの女性に女子の教育の必要性を知らしめ、実際に女兒を就学させるようはたらきかけることを目的に、女性団体が設立されていったのである。

女性団体のその後の発展過程については、未婚者が農村に定着し農家の嫁になるための修養の必要性という観点から、また「健全な思想と健全な身体」を持ち、将来は良妻賢母となり夫の陰から国家に奉仕する女性の育成という観点から既婚者とは違う教育・修養が必要で、未婚者の部を分離・独立させて処女会が誕生していったことを明らかにした。

処女会誕生のもう1つのルーツは、「女子同窓会」や「女子校友会」などで、これらの団体は未婚者の集まりであったので、容易に処女会に発展していったのである。

なお、山形県においては、女性の講から婦人会が誕生していく事例は、今回は見つけることができず、今後の資料の発掘が課題である。福島県や宮城県でその事例が見つかることから、山形県はこれらの地域と文化的にも似通った地域であるので、本県においてもそのような事例はあり得るということを指摘しておきたい。

最後になりましたが、各小学校の『沿革誌』などの資料は、『子守学級から農繁託児所へ』<sup>25)</sup>の執筆の際に、収集したものを利用させていただいた。当時、お世話になった各小学校の校長先生にお礼を申し上げます。

## (注)

- 1) 堀口知明「地域婦人団体の成立(1) —とくに婦人会を中心として—」『福島大学芸学部論集』(教育・心理) 16-3 昭和39年(1964)
- 2) 竹内利美他「村落と年序組織」『東北大学教育学部研究年報』第7集 昭和34年(1959)
- 3) 千野陽一『近代日本婦人教育史 体制内婦人団体の形成過程を中心に』ドメス出版 昭和55年(1980)
- 4) 山形県教育委員会『山形県教育史』(通史編 上巻) 平成3年 504頁
- 5) 大塚浩介「山形県における就学督励策と子守学級について」『山形県立山形西高校研究紀要』第9号 昭和57年 8頁
- 6) 「340 女子就学奨励のこと」『山形県教育史資料』第2巻 山形県教育委員会 昭和50



年 384頁

- 7) 『川西町立中郡小学校創立八十周年記念誌』川西町立中郡小学校 昭和57年 35頁
- 8) 『山形県教育史資料』第3巻 山形県教育委員会 昭和52年 128頁
- 9) 8) に同じ
- 10) 『小松小学校創立百周年誌』小松小学校創立百周年記念事業協賛会 昭和46年(1971) 30頁
- 11) 『窪田・塩井・六郷・廣幡 郷土誌』大正13年(1924) (頁数の記載なし)
- 12) 西根村史編纂委員会『西根村史談』西根村 昭和27年 506頁
- 13) 8) に同じ 172頁
- 14) 長井政太郎・工藤定雄『中郡村史』中郡村史編さん会 昭和42年 643頁
- 15) 西里小学校『西里村誌概要』河北町誌編纂委員会 昭和42年 91頁
- 16) 向山政直「一、沿革及会則」『荘内婦人会誌要』大正12年 1頁
- 17) 今田信一『河北町の歴史』(中巻)河北町誌編纂委員会 昭和56年 1043頁
- 18) 群馬県『社会教育のあゆみ 母の会』 <http://www.archives.pref.gunma.jp/moyoosi-18-3>
- 19) 沖郷村史編纂会『沖郷村史 全』昭和48年 178頁
- 20) 本田長左衛門『屋代村史』屋代村史刊行会 昭和36年 550頁 566～570頁
- 21) 19) に同じ 180頁
- 22) 亀ヶ崎史編集委員会『亀ヶ崎史』山形県酒田市亀ヶ崎農家区 平成6年 372～377頁
- 23) 「西里の歴史ものがたり」編集委員会『西里の歴史ものがたり』河北町西里地区公民館 昭和62年(1987) 205頁
- 24) 寒河江市史編さん委員会『寒河江市史』(下巻 近代編)寒河江市 平成19年(2007) 493頁
- 25) 松田澄子『子守学級から農繁託児所へ』(村山・置賜地区編)及び(最上・庄内地区編) 平成17年(2003)、平成20年(2008) みのく書房

#### (参考文献)

- 1、松田澄子「子守学校と幼稚園付設託児所の設置－山形県内の2園を事例に－」『山形県立米沢女子短期大学生活文化研究所報告』第26号 平成11年(1999)
- 2、『山形県教育史 通史編』上巻 山形県教育委員会 平成3年
- 3、『山形県教育史 通史編』中巻 山形県教育委員会 平成4年
- 4、私立荘内婦人会幼稚園『三十年小史』昭和11年
- 5、記念事業実行委員会記念誌部会『鶴岡幼稚園八十年のあゆみ』鶴岡幼稚園創立八十周年記念実行委員会 昭和61年
- 6、創立百周年記念事業実行委員会『谷地南部小 百年の歩み』河北町立谷地南部小学校 平成16年
- 7、小松町公民館郷土誌編纂部『町村合併記念 小松郷土史』小松町公民館 昭和30年